

## 今治市都市計画審議会の公募に関する要綱

平成17年7月7日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、今治市都市計画審議会条例（平成17年今治市条例第230号。以下「条例」という。）第3条第1項第3号に定める公募による委員（以下「公募委員」という。）を選任するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(公募する委員定数)

第2条 公募委員の募集人数は、条例の定めるところにより、その都度決定する。

(公募の方法)

第3条 委員の公募は、ホームページや広報紙に掲載する等適切な方法で市民に周知する。

2 募集の期間は、周知日から1月程度とする。

(応募の資格)

第4条 公募委員に応募できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有している者
- (2) 年齢が応募締切り日の時点で満20歳以上の者
- (3) 都市計画及びまちづくりに関する活動実績（ボランティア又は各種団体での活動等）がある者
- (4) 市政に対して公平、公正な発言のできる者
- (5) 任期満了まで継続して今治市都市計画審議会に出席できる者
- (6) 国会、県議会若しくは市議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

(応募の方法)

第5条 応募にあたっては、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出するものとする。

- (1) 住所、氏名、電話番号、メールアドレス、性別及び生年月日
  - (2) 現在の職業（在勤又は在学の場合は、勤務先又は学校名及び所在地を記入）
  - (3) 都市計画及びまちづくりに関する活動実績（ボランティア又は各種団体での活動等）
  - (4) 応募理由（応募の動機、抱負等）
  - (5) 小論文（800字以上1,200字未満）（テーマは募集の際、その都度決定する。）
- 2 応募者は前項に掲げる書類を公募期間の末日までに都市政策課に持参又は郵送（当日消印有効）若しくは電子メールにより提出することとする。
- 3 提出した書類及び小論文は返却しないものとする。

(選考委員会の設置)

第6条 公募委員候補者の選考を適正に行うため、今治市都市計画審議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(選考の方法)

第7条 公募委員候補者の選考は、提出された書類を公正かつ合理的に審査し、選考するものとする。

2 選考委員会が必要と判断した場合、書類選考の結果において優秀と認められる者について面接を行うことができる。

3 面接は、選考委員会が、前項の該当者に対して日時と場所を通知して行うものとする。

(公募による選考ができなかった時)

第8条 応募者が募集人数に満たなかった場合、又は選考の結果該当者が募集人数に満たなかった場合は、欠員とする。

(結果の公表)

第9条 委員の選考結果は、すべての応募者に書面で通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月7日から施行する。